25年間納めれば国民年金はやめていいの？

Q 私は今年45歳になる自営業者です。国民年金は20歳から加入し、保険料は25年間納めました。今年は不景気のため収入が少なく、また保険料も高くなったのでやめたいと思うのですがいかがでしょうか。

A 25年というのは老齢基礎年金を受けるための最低限の期間であり、そこでやめてもよいということではありません。

国民年金は、加入者のみなさんが納めている保険料と国の負担でまかなわれており、働く若い世代が保険料を納め、その時のお年寄りの年金を支えていく仕組みです。60歳になるまでは国民年金に必ず加入し、保険料を納めることは国民の大切な義務となっています。ちなみに25年納付の年金額と40年納付の年金額を計算してみましたので比較してみてください。勤労収入のなくなった時のあなた自身のためにも40年間完納を目指してください。

○25年納付の場合

$$737,300円 \times \frac{25年 \times 12か月}{40年 \times 12か月} \fallingdotseq 460,800円$$

○40年納付の場合

$$737,300円 \times \frac{40年 \times 12か月}{40年 \times 12か月} = 737,300円$$

※収入が少ないなどの事情により保険料が納められない場合は、保険料の免除制度がありますので印鑑を持参のうえ役場住民課年金係で申請してください。

〔国民年金基金についての相談は町内の推進員さんに！〕

国民年金基金は国民年金の上乗せとして平成3年5月からスタートしました。

国民年金基金の制度ができたことにより、自営業などの方々がサラリーマン並みに老後の年金設計をすることができるようになりました。

そこで、加入希望者の質問や相談が身近に受けられるよう各市町村に「推進員」を委嘱し、みなさんのご相談をお受けしております。

当町の推進員は次の方ですのでお気軽にご相談ください。

大森勝子さん

住所　栗山2880－36
（☎82）0086）

ゆとりある老後をみなさんにおくっていただくため少しでもお手伝いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

老人保健は

誕生日の翌月1日からです

老人保健の受給資格は70歳に達した誕生日の翌月（ただし、誕生日が月の初日であるときは、誕生日の属する月）からです。

町では該当すると思われる方に、前もってはがきによる通知を差し上げています。

通知を受け取ったら、

①印鑑
②健康保険証（国民健康保険証または、社会保険証）
③健康手帳

を持って、住民課国保係まで申請においでください（本人でなくても結構です）。

なお、65歳以上で身体に障害のある方も、程度により受給資格を得ることもできます。

また、表（右下）のようなときは14日以内に届け出が必要です。届け出を怠ると、お医者さんによっては、医療が受けられない場合がありますので、気をつけてください。

こんなとき	必要な書類
他市町村から転入してきたとき	健康保険証
他市町村へ転出するとき	受給者証 国保加入者は国保の保険証
死亡のとき	死亡した者の受給者証 国保加入者は国保の保険証
町内で居住地を変更したとき	健康保険証 受給者証
保険証が変わったとき	健康保険証 受給者証
65歳を過ぎて寝たきりになったとき	年金証書 身体障害者手帳 健康保険証

自己負担限度額改正
高額療養費6万3千円に

高額療養費の自己負担限度額が、5月診療分から、6万円が6万3000円（低所得者世帯は3万3600円が3万5400円）に改正されました。

高額療養費は、国保で診療を受ける場合、自己負担分として3割を医療機関の窓口で支払いますが、これが一定額以上になると、町から払い戻される制度です。

くわしいことは住民課国保係（☎内線246）まで。